

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和41年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	庄内町	職員数* (H21. 4. 1現在)	0
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	32円（18年度）	公営企業債現在高（百万円）	12.3（20年度）
累積欠損金（百万円）	0円（20年度）	利益剰余金又は積立金（百万円）	0円（20年度）
不良債務（百万円）	0円（20年度）	財政力指数*	0.33（18年度）
資金不足比率（%）	0%（20年度）	実質公債費比率*（%）	17.3（19年度）
		経常収支比率*（%）	93.5（18年度）

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、繰上償還の対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年7月1日 合併前市町村：余目町、立川町 〕 旧余目町においては、簡易水道事業を実施していなかったため、統合等の変更はない。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	簡易水道事業公営企業経営健全化計画
計画期間	平成21年度から平成25年度
計画策定責任者	庄内町長 原田真樹
既存計画との関係	集中改革プラン(H18~H22)
公表の方法等	町HP、町広報、町議会へ説明
基本方針	総合計画や集中改革プランとの整合性を図りながら、適正な料金設定で料金改定を行い、水道水の安定供給を踏まえながら事業の効率化、維持管理経費の縮減を考慮した施設更新や統合整備、管理運営、経営運営を推進する。 また、利率7%以上の地方債を繰上償還することにより、支払利息額の負担を軽減させる。

注 計画期間については、原則として平成21年度から25年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			10.2	10.2
	補償金免除額			1.6	1.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成21年度における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	立谷沢北部簡易水道事業			10,151	10,151
合 計 (A)				10,151	10,151
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				10,151	10,151

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	当該事業は、9簡易水道施設を有し、計画給水人口2,446人と規模の小さい、中山間部の人口の少ない地域での事業である。現在の給水人口も1,000人あまりで、今後、給水人口の拡大が大きく見込まれる地域ではないことから、厳しい財政運営が予想される。
経営課題	課 題 ① 水質の保全 本町の簡易水道施設は、ろ過施設は無く塩素消毒を行なっているのみである。 現在、クリプトスポリジウムは検出されていないが、指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌が原水から検出されており、将来、急速ろ過等のろ過施設が必要となり設備投資に膨大な金額が掛かり経費を圧迫する。
	課 題 ② 簡易水道事業の統合 町内の9簡易水道事業を上水道事業へ統合することにより、包括的な事業の推進を図ることができるように、その方法等について検討している。平成22年3月に簡易水道事業統合計画書を提出した。
	課 題 ③ 地方債の償還 現在、利率の高い資金を借り入れしているため、経営を圧迫しつつあり、料金の値上げの抑制を図るためにも繰上償還し金利負担の軽減を図る。
	課 題 ④ 維持管理費等のコストの節減合理化 削減できる経費については今一度見直しを行い、経費の支出を抑えていかなければならない。
	課 題 ⑤ 料金の適正化 平成19年7月に料金改定を実施している。平成22年度にコストに見合った適正な料金を見直しし、収入の確保をしていく。
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：千円、％）

区 分		年 度	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)						
収益的 収 入	収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	7,137	7,393	6,501	7,291	8,388	6,117	6,798	5,675	5,822	6,671	5,739	6,575	5,709	6,442	5,689	
		(1) 営 業 収 益 (B)	6,287	6,508	5,528	6,348	7,139	5,668	6,045	5,620	5,599	6,419	5,526	6,419	5,526	6,291	5,526	
		ア 料 金 収 入	6,161	6,139	5,292	5,647	5,769	5,663	5,640	5,616	5,599	6,419	5,526	6,419	5,526	6,291	5,526	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	126	340	116	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	0	29	120	701	1,370	5	405	4	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益	850	885	973	943	1,249	449	783	55	223	252	243	156	183	151	163	
		ア 他 会 計 繰 入 金	850	885	973	943	1,249	449	783	55	223	252	243	156	183	151	163	
		イ そ の 他																
	収益的 支 出	2 総 費 用 (D)	4,328	4,538	5,183	5,020	6,430	4,797	5,185	5,492	4,426	5,814	4,406	5,804	4,386	5,794	4,366	
		(1) 営 業 費 用	2,766	3,141	3,947	3,909	5,452	3,963	4,350	5,455	4,350	5,787	4,350	5,787	4,350	5,787	4,350	
		ア 職 員 給 与 費	15	22	817	57	181	49	450	108	450	440	450	440	450	440	450	
		ウ ち 退 職 手 当																
		イ そ の 他	2,751	3,119	3,130	3,852	5,271	3,914	3,900	5,347	3,900	5,347	3,900	5,347	3,900	5,347	3,900	
		(2) 営 業 外 費 用	1,562	1,397	1,236	1,111	978	834	835	37	76	27	56	17	36	7	46	
ア 支 払 利 息		1,562	1,397	1,236	1,111	978	834	835	37	76	27	56	17	36	7	46		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																		
イ そ の 他																		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		2,809	2,855	1,318	2,271	1,958	1,320	1,643	183	1,396	857	1,333	771	1,323	648	1,323		
資本的 収 入	資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,153	1,225	895	959	1,029	11,203	1,303	1,183	1,308	1,268	1,313	1,359	1,318	1,325		
		(1) 地 方 債						10,100								3,900		
		(2) 他 会 計 補 助 金	1,153	1,225	895	959	1,029	1,103	1,303	1,183	1,308	1,268	1,313	1,359	1,318	4,048		
		(3) 他 会 計 借 入 金																
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														5,310		
		(6) 工 事 負 担 金																
		(7) そ の 他	1,153	1,225	895	959	1,029	1,103	1,183	1,268	1,359	1,318	4,048					
	資本的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	2,817	2,982	1,724	1,849	1,982	12,276	2,510	2,495	2,520	2,515	2,530	2,535	2,540	14,356		
		(1) 建 設 改 良 費														11,800		
		ウ ち 職 員 給 与 費																
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	2,817	2,982	1,724	1,849	1,982	12,276	2,510	2,495	2,520	2,515	2,530	2,535	2,540	2,556		
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-1,664	-1,757	-829	-890	-953	-1,073	-1,207	=1,312	-1,212	=1,247	-1,217	=1,176	-1,222	=1,098			

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率※	(%)	112.9	114.2	128.4	121.6	145.8	301.5 344.2	70.2 142.5	77.0 129.8	77.0 129.8	75.5 132.5	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	99.9	98.3	94.1	106.1	99.7	35.8 38.9	70.9 84.1	80.0 82.9	78.9 82.5	77.3 82.2	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	11.9	12.0	15.0	12.9	14.9	7.3 11.5	1.0 3.8	3.8 3.5	2.4 3.2	2.3 2.9
	うち基準内繰入金	(%)	10.9 10.6	9.5 9.7	9.5 9.9	7.6 7.9	5.8 6.0	6.8 6.4	0.3 1.3	0.2 1.0	0.1 0.6	0.1 0.3
	うち基準外繰入金	(%)	1.0 1.3	2.5 2.3	5.5 5.1	5.3 5.0	9.1 8.8	0.5 5.1	0.7 2.5	3.6 2.6	2.3 2.6	2.2 2.6
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	(%)	100.0	100.0	96.3 100.0	96.5 100.0	96.3 100.0	96.4 100.0	96.3 100.0	96.3 100.0	96.3 100.0	96.4 100.0
	うち基準外繰入金	(%)			3.7	3.5	3.7	3.6	3.7	3.7	3.7	3.6
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金は2年毎に見直しを検討することとなっている。 平成19年度に料金改定を実施している。平成22年度に料金の見直しをした。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計から繰出して補填している現状は、止むを得ない処置と考えている。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	今後、クリプトスポリジウム対策として、指標菌が検出されている5簡易水道については高度浄水施設整備を実施する必要がある。 資産売却等による収入は現在のところ見込んではいない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	特に無し

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		簡易水道に専任の職員を配置していない。また、人件費は上水道担当者の時間外手当のみとなっているため削減は出来ない。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況		
○ 給与のあり方		
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		
◇ 福利厚生事業のあり方		
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②④	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道事業を上水道事業への統合を検討している。平成22年3月に簡易水道事業統合計画を提出した。 ・維持管理費については、光熱水費、需用費などの管理費は基本的に低減が望めないが、平成19年度に水質検査業務委託について随意契約から指名競争入札に変更したことによりコストの削減を図った。今後も可能な限りコスト削減を図っていく。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		規模が小さいことから指定管理者制度の適用は妥当でないことから、民間委託等のさらなる推進を行う。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①⑤	平成19年度に料金の改定を実施している。平成22年度にコストに見合った料金見直しを行い、適正な料金水準を維持することで収入を確保していく。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		町の広報誌、ホームページで公開する。
○ 行政評価の導入		平成18年度より事務事業評価を実施している。
5 その他	②③	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の効率性、経営基盤の強化等を図るために、上水道事業への統合を検討している。平成22年3月に簡易水道事業統合計画を提出した。 ・現在、利率の高い資金を借り入れしているため、経営を圧迫しつつあり、料金の値上げの抑制を図るためにも繰上償還し金利負担の軽減を図った。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	水道料金については、平成19年7月に料金改定を実施しているが、今後も世帯数減少・維持管理費の増を考慮しながら繰越欠損金を出さないよう適正な料金体制としていく。 ・平成19年7月料金改定17,010円→17,955円（月額使用料9施設分合計） 平成18年度使用料総額5,292,000円→平成19年度5,647,320円 差引き355,320円の増
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	維持管理費については、平成19年度に水質検査委託を随意契約から指名競争入札に変更し経費の削減を図った。 ・平成18年度水質検査委託料 1,279,740円 平成19年度水質検査委託料 1,175,790円（H18年度ベースとして算定） 建設改良については、緊急性を考慮しながら計画的に整備していく。 今後も削減できる経費については今一度見直しを行い、経費の支出を抑えていく。 上水道事業との統合を検討している。平成22年3月に簡易水道事業統合計画書を提出した。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前（計画前5年度の間）に実施したものに限り。から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前5年間）を通じた改善額を「計画合計」欄（又は「計画前5年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前 5年間 実績	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)	計画合計							
【収入の確保】																				
	料金改定率					6														
	改善額(料金の適正化)※1					355	477	832	370	348	324	307	1,128	234	1,128	234	999	234	3,949	1,327
	未収金の徴収対策																			
	改善額																			
	一般会計負担金の額																			
	改善額(負担金の確保等)																			
	資産の有効活用																			
	改善額(収入増額)																			
	その他()																			
	改善額																			
【経費の削減】																				
	職員給与費の適正化																			
	職員給与費(退職手当以外)																			
	改善額																			
	給与水準																			
	改善額																			
	その他()																			
	改善額																			
	職員給与費(退職手当)																			
	職員数(人)																			
	増減数(人)																			
	維持管理費等(委託料)	2,751	3,119	3,130	3,852	5,271		3,914	3,900	5,347	3,900	5,347	3,900	5,347	3,900	5,347	3,900	325	515	
	改善額(適正化)				103	103	206	13	103	78	103	78	103	78	103	78	103	78	103	
	工事コスト※2																			
	改善額(縮減額)																			
	その他()																			
	改善額																			
	累積欠損金比率																			
	増減																			
	企業債現在高	20,813	17,831	16,106	14,258	12,276		10,100	7,590	7,605	5,070	5,090	2,540	2,555			3,900			
	増減																			
	計画前5年間改善額 合計						1,038											改善額 合計	4,274	1,842

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 1,559

② 経営状況

	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)					
給水人口 (千人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
年間総有収水量 (千m ³)	93.3	91.7	87.3	86.9	83.4	81.1	80.8	79.8	79.8	79.8					
公称施設能力 (m ³ /日)	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456					
1日最大配水量 (m ³ /日)	386	386	386	386	386	386	386	386	386	386					
最大稼働率 (%)	84.65	84.65	84.65	84.65	84.65	84.65	84.65	84.65	84.65	84.65					
供給単価 (円/m ³)	66.02	66.93	58.13	64.97	69.19	69.83	69.17	77.38	69.29	88.45	69.25	88.45	69.25	86.68	69.25
給水原価 (円/m ³)	74.53	76.42	74.66	79.03	100.88	210.52	215.30	110.26	85.66	114.83	86.73	114.83	86.73	114.83	86.74

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

上水道事業との統合について検討している。平成22年3月に簡易水道事業統合計画書を提出した。

繰上償還対象事業区分表

(単位:千円)

(別紙第9号別表)

区分		借入年度	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
事業名等	(立谷沢北部簡易水道布設工事事業)	S58	(立谷沢北部簡易水道布設工事事業)	-	-	-	-	
	()		()					
	()		()					
	()		()					
	()		()					
	()		()					
	()		()					
	()		()					
			計					
			国庫補助金					
			起債額(民間等資金)					
			一般財源					
			その他()					
			計					
			元金償還	12,276	2,126	2,279	2,444	2,620
			財政融資資金に係る元金償還予定額					
			(うち、繰上償還の対象となる事業(施設)分)	(12,276)	(2,126)	() ()	() ()	
			一般財源	() 2,176 (2,126) 2,126	() () 2,279	() () 2,444	() () 2,620	
			起債額(借換債)	(10,100) 10,100 ()	()	()	()	
			その他()	()	()	()	()	
			計	(10,100) 12,176 (2,126) 2,126	() 2,279	() 2,444	() 2,620	

(注)

1. 「事業名等」欄()内には、繰上償還の対象となる事業(施設)名を記載すること(欄が不足する場合は、適宜欄を増やすなど工夫して記載すること)
2. 「借入年度」欄には、各事業(施設)毎に旧運用部資金借入金の借入年度(複数年にわたる場合はその範囲)を記載すること
3. 「事業名等」に対応する事業費「欄」については、繰上償還の対象となる事業(施設)に係る施設整備等が予定されている場合にその事業費を記載すること
4. 「財政融資資金に係る元金償還予定額」欄には、旧運用部資金及び財政融資資金の償還額の総額を記載すること
5. 「財政融資資金に係る元金償還予定額」欄及び「うち、繰上償還の対象となる事業(施設)分」欄には、繰上償還の実施を前提とした償還予定額を記載すること